

令和 6 年

市議会 9 月定例会議案参考資料

健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

○健全化判断比率

(単位：％)

比率名	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度比	財政再生基準	備 考
	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準			
実質赤字比率	— (△ 9.99)	12.81	— (△ 9.81)	12.82	— (△ 0.18)	20.00	歳入総額から歳出総額を差し引いた額の標準財政規模に対する比率
連結 実質赤字比率	— (△ 23.40)	17.81	— (△ 22.18)	17.82	— (△ 1.22)	30.00	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 (3 か年平均)	1.7	25.0	1.5	25.0	(0.2)	35.0	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	— (△ 34.8)	350.0	— (△ 34.4)	350.0	— (△ 0.4)		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

備考

- 1 比率欄の括弧内に実質黒字の程度（比率）を記載
- 2 比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。
- 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政再生計画」を作成し、住民に公表し、及び総務大臣に報告する。

○公営企業の資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度比	備 考
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準		
水道事業会計	— (△ 149.9)	20.0	— (△ 143.1)	20.0	— (△ 6.8)	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
下水道事業会計	— (△ 57.2)	20.0	— (△ 59.7)	20.0	— (2.5)	

備考 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。

知立市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第48号、参考資料)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4 <u>並び</u>に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項の規定に基づき、知立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。 (設置及び担当事務) 第2条 次に掲げる事務を担当させるため、子ども・子育て会議を置く。 (1) 推進法第8条の<u>市町村行動計画</u>に関する事項を調査審議すること。 (2) 略 (3) <u>基本法第10条第2項の市町村こども計画に関する事項を調査審議すること。</u> (4) <u>略</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4 <u>及び</u>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項の規定に基づき、知立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。 (設置及び担当事務) 第2条 次に掲げる事務を担当させるため、子ども・子育て会議を置く。 (1) 推進法第8条の<u>規定による知立市次世代育成支援対策行動計画</u>に関する事項を調査審議すること。 (2) 略 (3) <u>略</u>

知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第49号、参考資料)

改正後	改正前
目次 第2章 <u>総合福祉センター</u> (第3条―第15条) (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、<u>知立市総合福祉センター</u>(以下「<u>総合福祉センター</u>」という。)及び<u>知立市いきがいセンター</u>(以下「<u>いきがいセンター</u>」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (総称) 第2条 <u>総合福祉センター</u>及び<u>いきがいセンター</u>を知立市福祉の里八ツ田と総称する。 <u>第2章 総合福祉センター</u> (設置) 第3条 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、福祉活動の拠点として<u>総合福祉センター</u>を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 <u>知立市総合福祉センター</u> (2) 略 <u>(事業)</u> 第4条 <u>総合福祉センターは、地域福祉の増進に資する事業のほか、総合福祉センターの設置目的を達成するために必要な事業を行う。</u>	目次 第2章 <u>地域福祉センター</u> (第3条―第15条) (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、<u>地域福祉センター</u>及び<u>いきがいセンター</u>の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (総称) 第2条 <u>地域福祉センター</u>及び<u>いきがいセンター</u>を知立市福祉の里八ツ田と総称する。 <u>第2章 地域福祉センター</u> (設置) 第3条 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、福祉活動の拠点として<u>地域福祉センター</u>を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 <u>知立市地域福祉センター</u> (2) 略 <u>(事業)</u> 第4条 <u>地域福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>老人デイサービス事業</u> (2) <u>障害者デイサービス事業</u> (3) <u>研修・相談事業</u> (4) <u>食事サービス事業</u> (5) <u>ボランティア活動支援事業</u> (6) <u>その他地域福祉センターの設置目的を達成するために必要な事業</u>

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第5条 市長は、<u>総合福祉センター</u>の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>総合福祉センター</u>の利用の許可に関する業務 (3) <u>総合福祉センター</u>の維持管理に関する業務 (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、<u>総合福祉センター</u>の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務 3 略 (開館時間及び休館日) 第6条 <u>総合福祉センター</u>の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、団体で利用するときに関り、市長の承認を得て、開館時間以外の時間においても別表第1に掲げる施設（調理室及び視聴覚室を除く。）を利用させることができる。 2 <u>総合福祉センター</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、団体で利用するときに関り、市長の承認を得て、休館日においても<u>総合福祉センター</u>の一部を利用させることができる。 (1)～(3) 略 3 略 (利用者) 第7条 <u>総合福祉センター</u>を利用できる者は、次のとおりとする。 (1) <u>第3条に掲げる設置目的の達成に資する活動を行う個人又は法人その他の団体であつて、市内に居住し又は主として市内で当該活動を行うもの</u> (2) <u>前号に準ずるものとして市長が認めたもの</u>	(指定管理者による管理) 第5条 市長は、<u>地域福祉センター</u>の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>地域福祉センター</u>の利用の許可に関する業務 (3) <u>地域福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</u> (4) <u>地域福祉センター</u>の維持管理に関する業務 (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、<u>地域福祉センター</u>の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務 3 略 (開館時間及び休館日) 第6条 <u>地域福祉センター</u>の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、団体で利用するときに関り、市長の承認を得て、開館時間以外の時間においても別表第1に掲げる施設（調理室及び視聴覚室を除く。）を利用させることができる。 2 <u>地域福祉センター</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、団体で利用するときに関り、市長の承認を得て、休館日においても<u>地域福祉センター</u>の一部を利用させることができる。 (1)～(3) 略 3 略 (利用者) 第7条 <u>地域福祉センター</u>を利用できる者は、次のとおりとする。 (1) <u>本市に居住するおおむね60歳以上の者</u> (2) <u>本市に居住し、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健</u>

改正後	改正前
(利用の許可) 第8条 <u>総合福祉センターの施設及び附属設備</u>（以下この章において「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更するときも、また同様とする。 2 略 <u>(使用料)</u> 第12条 <u>施設等の使用料は、無料とする。</u>	<u>福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者の介護者若しくは保護者</u> (3) <u>本市に居住する母子・父子家庭世帯（これらに準ずる世帯を含む。）に属する者</u> (4) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4に規定する被保険者（第4条第1号の老人デイサービス事業（以下「老人デイサービス事業」という。）を利用するときに限る。）</u> (5) <u>地域福祉センターの設置目的を理解し、その推進に協力する者及び団体</u> (利用の許可) 第8条 <u>地域福祉センターの施設及び附属設備</u>（以下この章において「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更するときも、また同様とする。 2 略 <u>(利用料金)</u> 第12条 <u>利用料金は、老人デイサービス事業を利用するときを除き、無料とする。</u> 2 <u>老人デイサービス事業の利用者は、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に係る同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下この項において「指定居宅サービス」という。）に要した費用の額又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）に要した費用の額から当該指定居宅サービスに係る同法第41条第6項の規定により市が指定管理者に支払うことができる居宅介護サービス費又は当該第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第3項の規定により市が指定管理者に支払うことができる第1号事業支給費（次条第2号において「法定代理受領サービス費」という。）の額を控除した額の利用料金を、指定管理者が定める期日までに支払わな</u>

改正後	改正前
<u>第13条</u> <u>削除</u> 別表第1（第6条、第15条関係） <u>総合福祉センター</u>使用料 表 略 備考 略	<u>なければならない。</u> <u>（利用料金等の収受）</u> <u>第13条</u> <u>次に掲げる費用は、指定管理者の収入とする。</u> <u>（1）</u> <u>前条第2項に規定する利用料金</u> <u>（2）</u> <u>老人デイサービス事業の利用に係る法定代理受領サービス費</u> 別表第1（第6条、第15条関係） <u>地域福祉センター</u>使用料 表 略 備考 略

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 5 0 号、参考資料)

改正後	改正前
(過料) 第10条 世帯主が、法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 5 項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> 場合は、10万円以下の過料に処する。	(過料) 第10条 世帯主が、法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u> 場合は、10万円以下の過料に処する。

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第51号、参考資料)

改正後	改正前																												
(占有者の協力義務) 第8条 略 2 前項の容器のうち可燃物及び<u>プラスチック資源物</u>(<u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物のうち、プラスチックのみで構成されたもの(容器包装廃棄物の分別収集に関する省令(平成7年厚生省令第61号)第2条の表の7の項に規定するものを除く。)</u>をいう。以下同じ。))を収容する容器は、市長が規則で定める指定袋(以下「指定袋」という。))を使用しなければならない。 3・4 略 (手数料の徴収方法) 第12条 略 2 略 3 指定袋で処理する可燃物及び<u>プラスチック資源物</u>に係る手数料は、指定袋の販売をもって徴収する。 4 略 別表(第11条、第15条、第17条関係) <table><tr><th>種別</th><th>取扱区分</th><th>手数料</th></tr><tr><td rowspan="5">一般廃棄物(し尿、動物の死体を除く。))</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">可燃物で市が収集運搬するもの</td><td>大 1袋につき <u>19円</u></td></tr><tr><td>小 1袋につき <u>16円</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>プラスチック資源物</u>で市が収集運搬するもの</td><td>大 1袋につき 13円</td></tr><tr><td>小 1袋につき 10円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	種別	取扱区分	手数料	一般廃棄物(し尿、動物の死体を除く。))	略		可燃物で市が収集運搬するもの	大 1袋につき <u>19円</u>	小 1袋につき <u>16円</u>	<u>プラスチック資源物</u> で市が収集運搬するもの	大 1袋につき 13円	小 1袋につき 10円	略		(占有者の協力義務) 第8条 略 2 前項の容器のうち可燃物及び<u>プラスチック製容器包装物</u>(<u>容器包装廃棄物の分別収集に関する省令(平成7年厚生省令第61号)第2条の表第8号に規定するものをいう</u>。以下同じ。))を収容する容器は、市長が規則で定める指定袋(以下「指定袋」という。))を使用しなければならない。 3・4 略 (手数料の徴収方法) 第12条 略 2 略 3 指定袋で処理する可燃物及び<u>プラスチック製容器包装物</u>に係る手数料は、指定袋の販売をもって徴収する。 4 略 別表(第11条、第15条、第17条関係) <table><tr><th>種別</th><th>取扱区分</th><th>手数料</th></tr><tr><td rowspan="5">一般廃棄物(し尿、動物の死体を除く。))</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">可燃物で市が収集運搬するもの</td><td>大 1袋につき <u>13円</u></td></tr><tr><td>小 1袋につき <u>10円</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>プラスチック製容器包装物</u>で市が収集運搬するもの</td><td>大 1袋につき 13円</td></tr><tr><td>小 1袋につき 10円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	種別	取扱区分	手数料	一般廃棄物(し尿、動物の死体を除く。))	略		可燃物で市が収集運搬するもの	大 1袋につき <u>13円</u>	小 1袋につき <u>10円</u>	<u>プラスチック製容器包装物</u> で市が収集運搬するもの	大 1袋につき 13円	小 1袋につき 10円	略	
種別	取扱区分	手数料																											
一般廃棄物(し尿、動物の死体を除く。))	略																												
	可燃物で市が収集運搬するもの	大 1袋につき <u>19円</u>																											
		小 1袋につき <u>16円</u>																											
	<u>プラスチック資源物</u> で市が収集運搬するもの	大 1袋につき 13円																											
		小 1袋につき 10円																											
略																													
種別	取扱区分	手数料																											
一般廃棄物(し尿、動物の死体を除く。))	略																												
	可燃物で市が収集運搬するもの	大 1袋につき <u>13円</u>																											
		小 1袋につき <u>10円</u>																											
	<u>プラスチック製容器包装物</u> で市が収集運搬するもの	大 1袋につき 13円																											
		小 1袋につき 10円																											
略																													

改正後		改正前	
備考	略	備考	略
	略		略

西三河都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 5 2 号、参考資料)

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、<u>知立市広見三丁目 1 番地、知立市役所内</u>に置く。	(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、<u>知立市堀切一丁目10番地、市街地整備事務所内</u>に置く。